

青森大学国際交流委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学における国際交流を促進するために、本学に国際交流委員会（以下「委員会」という。）を置き、その必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 国際交流のありかたに関する事
- (2) 国際交流を円滑に進める活動に関する事
- (3) 国際交流を先んずる人材の育成に関する事
- (5) 国際交流を進めるための地域との連携に関する事
- (6) 外国との間における人材の派遣、受け入れに関する事
- (7) その他国際交流に関する事

(構成員)

第3条 委員会は、各学部の教授、准教授、講師及び助教のうちから各学科2名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 第1項の委員及び委員長、副委員長は、学長が命ずる。

(召集と議長)

第4条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員長が不在のときは、副委員長が議長の職務を代行する。

(定足数)

第5条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じ委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

(議事録及び報告)

第8条 委員長は、議事録を作成し、学長及び教授会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局が処理する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。